

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第一千六百四
平成二十八年
四月二十八日
木曜日

(峠北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤

斎

- 告示
建築基準法に基づく道路位置指定
建築基準法に基づく道路位置指定
建築基準法に基づく道路位置指定
建築基準法に基づく道路位置指定
特定非営利活動法人の設立の認証申請
指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(七件)
農用地利用配分計画の認可
土地改良区役員の退任及び就任
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)
基本測量の終了(一件)
開発行為に関する工事の完了について
使用料の収納事務の委託
教育委員会
人事委員会
落札者の決定について(二件)
平成二十八年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
監査委員会
一般競争入札について(三件)
公安局員会

- 山梨県告示第百六十八号
建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峠北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年四月二十八日
一 指定の年月日
平成二十八年四月二十八日
二 指定道路の位置
南アルプス市下宮地字本郷三十七番三、三十七番四、三十七番十一、三十八番四
三 指定道路の幅員
六・〇一メートル
四 指定道路の延長
三十一・五一メートル

告示

山梨県告示第百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤
斎

山梨県告示第百六十九号
建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峠東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十八日

二 指定道路の位置	笛吹市石和町河内字宮窪五百五十一番八	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方	一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
三 指定道路の幅員	六・〇四メートル	南巨摩郡早川町塩之上字屋根下一四六九	望月光子	
四 指定道路の延長	三十一・八〇メートル	南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五九八、一五九九	望月喬	
		南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四五の一	川口つめの	
		南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一一五八	京島永安	
		南巨摩郡早川町初鹿島字枇杷草利一一三三	望月勇	
		南巨摩郡早川町小繩字中谷一〇〇	望月融	
		南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六三、一〇六四	小林源真、天野大吉	
		南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六七、一〇六八の一	望月義郎	
		南巨摩郡早川町赤沢字故城一〇四一	深沢源徳	
		南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六一	望月金吾	
		南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六五	望月勝保	
		南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六五	大野直重	
		南巨摩郡早川町薬袋字白狐一五〇六	水野良子	
● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。	山梨県知事 後藤斎	平成二十八年四月一十八日	

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字屋根下一四六九	望月光子
南巨摩郡早川町塩之上字外長坂一五九八、一五九九	望月喬
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四五の一	川口つめの
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一一五八	京島永安
南巨摩郡早川町初鹿島字枇杷草利一一三三	望月勇
南巨摩郡早川町小繩字中谷一〇〇	望月融
南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六三、一〇六四	小林源真、天野大吉
南巨摩郡早川町新倉字茂倉一〇六七、一〇六八の一	望月義郎
南巨摩郡早川町赤沢字故城一〇四一	深沢源徳
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六一	望月金吾
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六五	望月勝保
南巨摩郡早川町保字登須良峰二二六五	大野直重
南巨摩郡早川町薬袋字白狐一五〇六	水野良子

南巨摩郡早川町笛走字深沢八六八

遠藤正三

南巨摩郡早川町赤沢字高草里九三一、字野際一一一

天野大吉

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県厅及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十号

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定
により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畠字ライセ一七一の一	望月きみ
南巨摩郡早川町雨畠字大久保山四八九の一、四九〇、四九一	梅速勇

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塙之上字屋根下一四六〇、一四六一、一四一四、字日向一四七九、一四八〇	西田妙子
南巨摩郡早川町塙之上字外長坂一五八三から一五八七まで、一五八九から一五九四まで、一五九七、一六〇一、一六〇五、一六一三、一六一七から一六一九まで	望月稔
南巨摩郡早川町塙之上字外長坂一六〇七から一六一〇まで	望月照

南巨摩郡早川町塙之上字内長坂一六一九の一、一六二九の二

望月喜時

南巨摩郡早川町塙之上字日向一五一二、一五二二の内一

望月宗利

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一一六〇

齊藤登、齊藤澈郎

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一一八二の一

齊藤登、望月徳一

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一一六〇

望月孝明

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一九一、一一九二の二、一二〇〇、一二二八

京島永安

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一一〇

望月孝明、京島永安

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一一〇

望月孝明、京島永安

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一一〇

深沢どよ、斎藤宗慶

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一一〇

笠井恒明、望月政幸

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九、一一一〇

望月健一

南巨摩郡早川町奈良田字焼山一〇五七の内一、字大崩ノ沢一〇五九の内一、字第休場一〇六〇の内一

深沢どよ、斎藤宗慶

南巨摩郡早川町奈良田字焼山一〇五七の内一、字大崩ノ沢一〇五九の内一、字第休場一〇六〇の内一

笠井恒明、望月政幸

南巨摩郡早川町奈良田字焼山一〇五七の内一、字大崩ノ沢一〇五九の内一、字第休場一〇六〇の内一

深沢どよ、斎藤宗慶

小林勇、深沢安富、深沢勇、深沢宇三郎、深沢勝巳、深沢金治、深沢甲子、深沢茂、深沢新一、深沢隆好、深沢忠雄、深沢常晴、深沢歳夫、深沢久雄、深沢福義、深沢文吉、深沢邦芳、深沢政博、深沢正文、深沢義孝、深沢昇

南巨摩郡早川町保字肩背一八四一	望月福也
南巨摩郡早川町保字大双里一九二七	近藤けさ古
南巨摩郡早川町保字大双里一九三〇	近藤吉太郎、望月希典
南巨摩郡早川町保字大双里一九二五の一	近藤知安
南巨摩郡早川町保字登須良峰一一四五	望月兵作
南巨摩郡早川町保字登須良峰一一五三	辻昭和

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畠字ハゲタ山四五五の三 南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一七八、一一七八 の内一から一一七八の内七まで	南巨摩郡早川町高住字柄原山八三七、八四〇 南巨摩郡早川町高住字柄原山八五八の一 南巨摩郡早川町小繩字松下平五〇八 南巨摩郡早川町小繩字平松二七三	望月きみ 望月八左ヱ門ほか三名 望月鬼子次郎 望月あき 望月元三良
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三一九の一 南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三一八の一	望月常五郎 望月直治郎	望月きみ江
南巨摩郡早川町赤沢字桂島一三一九の一		

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十一条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成一十八年三月十七日農林水産省告示第八百十一号

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

南巨摩郡早川町雨畠字大久保山四五七	南巨摩郡早川町雨畠字大久保山四五七	南巨摩郡早川町大原野字南山一五八七	南巨摩郡早川町大原野字南山一五九七の乙、字塩島三三	南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内一〇	南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内一〇	南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内八	南巨摩郡早川町湯島字道ヶ島一一六の乙一内九	南巨摩郡早川町保字肩背一八四八、字天がれ一九一	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四
南巨摩郡早川町保字肩背一八五六、一八八九	南巨摩郡早川町保字肩背一八五六、一八八九	南巨摩郡早川町保字肩背一八五五	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四	南巨摩郡早川町保字肩背一八五三、一八五四
南巨摩郡早川町保字肩背一八六二	南巨摩郡早川町保字肩背一八六二	望月一照、望月幸吉	望月昭一	望月勝保	深沢陽	荒居貞良	深沢チ工	深沢武次郎	川口良子
奥垣内高義	奥垣内高義	望月一照、望月幸吉	望月昭一	望月勝保	深沢陽	荒居貞良	深沢チ工	深沢武次郎	川口良子

南巨摩郡早川町保字肩背一八六四	南巨摩郡早川町保字肩背一八六六	小林小六、望月希典	廣沢嘉兵
南巨摩郡早川町保字肩背一八六八	南巨摩郡早川町保字肩背一八八三	小林小六	望月ヲコウ
南巨摩郡早川町保字肩背一八六九、字天がれ一九〇〇	南巨摩郡早川町保字肩背一八六九、字天がれ一九〇〇	川口源作、高橋三朗、望月三穗、近藤國太郎、近藤貞一、近藤曆清、桶川透重、保泉傳十郎、望月一喜、望月亀太郎、望月喜觀、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月清、望月善次、望月善清、望月賴知、望月忠重、望月徳重、望月七之助、望月秀政、望月福太郎、望月福督、望月法太郎、望月義昭、近藤義金、谷沢善市、望月廣作、近藤知安、望月兵作、望月道則	
南巨摩郡早川町保字天がれ一九〇四の一			

三 土砂の流出の防備 変更後の指定施業要件

- 1 2 主伐に係る伐採種は、定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 3 間伐に係る森林は 次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県厅及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十五号

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十一条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第二百八十九条の規定

より、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公表する。

正月二十八日

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所
通知の相手方

卷之三

卷之三十一

卷之三

南巨摩郡早川町塙之上字厨平

卷之三

南巨摩郡早川町塙之上字神坂一六七九

南巨摩郡早川町塙之上字神坂一六八〇、一六八一、

一七四八、一七四九、字川戸尻一七六〇

二 保安林として指定された目的

南巨摩郡早川町塙之上字神坂一七四七、字川戸尻一 七五九	大野信虎
南巨摩郡早川町塙走字桑原一八一	望月與作
南巨摩郡早川町塙走字桑原一八一	遠藤肇
南巨摩郡早川町塙走字桑原一八〇の一 八三八の一、八三八の二	雲外寺
南巨摩郡早川町塙走字深沢八四三	望月和良
南巨摩郡早川町塙走字暖所七七〇	望月孝
南巨摩郡早川町塙走字暖所七七五、七七九	望月ひろゑ
南巨摩郡早川町塙走字暖所七八〇	遠藤正三
南巨摩郡早川町小繩字下塙外五三三の一、字松ト平 五〇九	望月寅吉
南巨摩郡早川町小繩字下塙外五三六	望月虎雄
南巨摩郡早川町小繩字東沢三六四、三六五	望月元三郎
南巨摩郡早川町西之宮字西山一、一八八の一、一一九 二の内一九	辻正時
南巨摩郡早川町西之宮字西山一、一八八の一、一一九 二の内一九	望月正晴
望月誠一	望月誠一

南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内一 南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内一 九一 の内一〇、一 一九一 の内三九	望月清策	辻嘉十郎、辻亀作、辻作藏、 辻太平、辻長右卫門、辻延晴、 辻正六、辻よぢ、望月喜代藏、 望月武永、望月友次郎、望月 夏太良、望月正義、山中勝五 郎、辻五一
南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内一六、一 九一 の六五、一 一九一 の六六、一 一九一 の内四一 九二 の内一四、一 一九一 の内三七	望月健一	辻後一
南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内一七 南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内一七	辻晃幸	
南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内四〇 南巨摩郡早川町西之富字西山一 一九一 の内四〇	望月憲芳、望月光子	
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一 三〇〇、一 三〇一 南巨摩郡早川町赤沢字襲子一 三〇〇、一 三〇一	豊國産金株式会社	
南巨摩郡早川町赤沢字襲子一 三〇一、一 三〇八 南巨摩郡早川町赤沢字襲子一 三〇一、一 三〇九	伊藤妙子、望月國宗、望月光 國	遠藤はづ、遠藤今朝光
南巨摩郡早川町千須和字玉原一 九九〇	望月當 望月勝義	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年三月十七日農林水産省告示第八百十六号

一 農用地利用配分計画		● 農用地利用配分計画の認可	
氏名又は名称	居住し、又は所 在する市区町村	所在	賃借権の設定等を受ける土地
杉山 成江	甲府市	面積（平方メートル）	賃借権の設定等を受ける者
西八代郡市川三郷町大塚 字下河原六百八番一	九九七	九九七	在する市区町村

平成二十八年四月一十八日

山梨県知事 後藤 斎

保坂 直樹	甲府市	笛吹市御坂町成田字山ノ 神二百五十五番一外二筆
三神 陽一	甲府市	十九番外一筆
秋山 英治	都留市	中央市成島字二又七百六 て道上二百一番外一筆
羽田 武	都留市	都留市中津森字はしりう 九番一外五筆
中野 忠雄	都留市	都留市夏狩字御所海戸十 八十八番
武井 利彦	都留市	都留市十日市場字馬場舟 三百二十七番二外一筆
山梨	山梨市	山梨市東後屋敷字西新居 二十六番
木村 高夫	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田二百 二十番一外一筆
株式会社ロー ソンファーム	山梨市	山梨市大工字東原一千百 五十六番外一筆
雨宮 光久	山梨市	山梨市一町田中字前田百 十二番一
三枝 正規	山梨市	七五一
杉山 成江	甲府市	一、五七六
西八代郡市川三郷町大塚 字下河原六百八番一	九九七	一、三六六
山梨市上神内川字原林七 百七十四番一外三筆	九一五	一、二二三

窪田 英文	山梨市	山梨市南字長窪二千二百三十七番外三筆
小林 英樹	山梨市	山梨市南字南山二千九十二番
中村 仁	山梨市	山梨市下栗原字松ノ木田五百九十五番一
ペイザナ農事組合法人	山梨市	山梨市牧丘町隼子細窪一千百八番
金丸 榮三	南アルプス市	甲州市勝沼町中原字落合五千三百八十八番
長谷部 野歩	南アルプス市	南アルプス市中野字日影一千三百九十一番一
南アルプスeed	南アルプス市	南アルプス市西野字南原二千五百八十三番一
農事組合法人南アルプスeed	北杜市	南アルプス市在家塚字神ノ木八百六十番一外二筆
農事組合法人いづみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字小岩清水四千七十一番
二、九六二	二、〇八二	一、八一四
二、二九一	二、七九一	一、二二九
六一〇	六、二〇八	六、二一〇
五九七	三、一三七	二、一五六

中村 孝洋	青木 信一	風間 博文	出原 渉	高野 晃	近藤 慎吾	中巨摩東部農業協同組合	大和田 貞二	北杜市	農事組合法人三分一そば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字宮地千六百六十番外一筆
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	甲斐市	甲斐市	北杜市	北杜市	北杜市長坂町白井沢字松之木田三百五十五番外十七筆	北杜市長坂町白井沢字松之木田三百五十五番外十七筆	北杜市大泉町谷戸字金生二百九十五番外一筆
笛吹市一宮町新巻字権現	笛吹市一宮町新巻字権現	笛吹市一宮町新巻字権現	笛吹市一宮町新巻字権現	笛吹市八代町竹居字上竹居千七百五十五番	笛吹市八代町永井字大清水二十七番一	中央市高部字明治四百三十九番一	中央市成島字壹町田五百三三百二番	北杜市高根町小池字前田	一、八八〇	一一、四七七	一〇、五一六
一、六一七	三、四九八	五、四四四	四五六	四五九	四五六	九五五	九五五	一、八八〇	一一、四七七	一〇、五一六	二、〇九一

�冈田 希	笛吹市	一、七六三
北村 学	笛吹市	一、九二四
上野原ゆうき の輪合同会社	上野原市	笛吹市御坂町金川原字方 八丁三百四番二外四筆
雨宮 洋一	甲州市	百十三番外十一筆
平山 幸一	甲州市	上野原市鶴川字竹ノ鼻二 頭慮五百七十九番一
渡辺 崇紀	甲州市	甲州市塙山上粟生野字賓 落八十九番一
KCS株式会 社	中央市	甲州市勝沼町小佐手字横 落二百四十番一
たとみ農園株 式会社	中央市	甲州市成島字中田千二百 二十八番
一般財団法人 南アルプスふ るさと活性化 財団	南巨摩郡早川町	中央市布施字道下四千二 二十六番一外五筆
南巨摩郡早川町薬袋字下 平二千六百二番外一筆	二、〇六九	一、二二三
九六一	六、〇三九	四五六

同	同	同	同	理 事	役 職 名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日	一 退 任	●	塩澤 正己
中島 富夫	中島 忠彦	中島 寛光	藤巻 清文	藤巻 宏憲	南アルブス市野牛島一八三六	平成二十八年四月五日	土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、野牛 島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。	平成二十八年四月二十八日	平成二十八年四月二十二日	認可年月日	(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部扱い手・農地対策室に備え置いて縦 覧に供する。)
同	同	同	同	同	野牛島一〇八一	野牛島一〇三六	山梨県知事　後藤　斎		二 〇一三	一 四二七	菊島 史登
野牛島一八九九	野牛島一九六五	同	同	同	野牛島一〇八一	野牛島一〇三六	笛吹市境川町藤垈字中蒂 石千四百八十八番外五筆		一 三五三	南巨摩郡富士川 町	河原百二十六番外一筆
同	同	同	同	同	同	同	山梨市下栗原字御岳堂九 百三十五番外三筆		一 〇一三	サミット株式 会社	荒川 範保
							北都留郡丹波山村字成畑 七百二十六番一外二筆		一 四二七	東京都杉並区	中巨摩郡昭和町

理事	役職名	二就任	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
篠原義彦	氏名		清水利久	金丸實	藤巻清	清水文夫	清水肇	斎藤寛樹	清水俊郎	中島仁	中島勉	中島正秀	望月洋暢	中島俊男	大芝利彦	
南アルプス市野牛島一〇二八	住所		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
平成二十八年四月十日	就任年月日		野牛島一八六〇	野牛島四一一	野牛島一二四	上高砂一〇一二	野牛島一七九一	上高砂一一〇八	六科一五五九	野牛島一八九二	野牛島一九四二	野牛島一九九一	野牛島一〇四四	野牛島二六一〇	野牛島一〇七〇	野牛島二一八

監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藤巻宏憲	清水賢重	藤巻英徳	清水誉士	戸澤聰	中島映也	中島正明	中島秀樹	中島勝人	中島一仁	大芝久	中島光彦	中島佳仁	中島力	中島立	中島浩司	同
同	同	同	一 同	同	同	二 同	一 同	同	同	同	同	同	同	同	同	野牛島二九六
野牛島一八三六	上高砂一〇二九	上高砂九九九三	野牛島一五三八	六科一五五七一	野牛島一八七五	野牛島一九一六	野牛島一九四四	野牛島一〇三二	野牛島一〇四二	野牛島一〇六九	野牛島二四〇	野牛島二二二	野牛島一九八七	野牛島一九八五	野牛島一九八五	野牛島一九八五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	藤巻 清文	同	野牛島一〇八二	同
同	中島 忠彦	同	野牛島一九六五	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 天野建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野四千六百十二番地

3 代表者の氏名 破産管財人 八巻佐知子

3 許可番号 山梨県知事許可（般二六）第一八八二号

4 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

5 処分の原因となつた事実 平成二十八年二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 株式会社加藤土建

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市桃園二百八十八番地

3 代表者の氏名 加藤一嗣

3 許可番号 山梨県知事許可（般二三）第四三〇七号

4 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十八年三月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 株式会社サンピュティ開発

2 主たる営業所の所在地 都留市つる一丁目十八番二十号

3 代表者の氏名 飯島秀明

3 許可番号 山梨県知事許可（般二三）第七一三三号

4 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

5 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤斎

一 処分をした年月日 平成二十八年三月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 深沢工務店

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町最勝寺百二十一番地

3 代表者の氏名 深澤勇

三 許可番号 山梨県知事許可（般二三）第五三三九号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤斎

一 処分をした年月日 平成二十八年三月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 橋田燃料住設店

2 主たる営業所の所在地 甲府市太田町三十番十一号

3 代表者の氏名 橋田真貴

三 許可番号 山梨県知事許可（般二四）第九七〇六号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成二十八年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の

長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
平成二十八年四月二十八日

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤斎

一 測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤斎

一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町小立字西京良原四八二二の一、四八二三の一、四八二四、四八二五、四八二六、四八二七、四八二八、四八二九、四八三〇の一、四八三〇の二、四八三一の一、四八三二の一、四八三三、四八三四、四八三五、四八三六、四八三七の一、四八三八、四八三九、四八四〇、四八四一、四八四二及び四八四三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月二十八日

山梨県知事 後藤 康

- 一 委託の相手方
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料
山梨県立ゆづりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年四月二十八日

山梨県総合教育センター
所長 深澤眞悟

- 一 落札に係る役務等の名称及び数量
(一) 名称 山梨県教育情報ネットワークシステム保守業務委託
(二) 数量 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
(一) 名称 山梨県総合教育センター
(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六
 - 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月二十五日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所
(一) 名称 株式会社甲府情報システム
(二) 住所 山梨県中央市流通団地二五
五 落札金額 四千八百九十八万八千八百円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による公告を行つた日 平成二十八年一月八日
- 平成二十八年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
平成二十八年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。
平成二十八年四月二十八日

人事委員会

- 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年四月二十八日
- 山梨県総合教育センター
所長 深澤眞悟

山梨県人事委員会
委員長 中矢惠三

- 五 落札金額 六千五百三十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	行政 I	65名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	行政 II	2名程度	
	警察行政	5名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	社会福祉 II	4名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	薬剤師	2名程度	主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。
	農業	6名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	林業	7名程度	主に森林・林業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林の經營管理、造林事業、治山・林道事業、試験研究等の業務に従事する。
	土木	8名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	農業土木	3名程度	主に農業農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・工事監理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	保健師	1名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事する。
	建築設備	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設に係る建築設備の設計・工事監理等の業務に従事する。
	研究（化学）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（薬剤師については、昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者）

イ 平成7年4月2日以降に生まれた者（薬剤師については、平成5年4月2日以降に生まれた者）で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成29年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の基準学歴区分の「一 大学卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資 格・免 許
社会福祉II	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成29年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成29年において最初に実施される薬剤師国家試験により当該免許取得見込みの者
保健師	保健師の免許取得者又は平成29年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - イ 社会福祉士の資格を有する者
 - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
 - エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適當と認めたもの

コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適當と認めたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（保健師は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※保健師のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内及び受付期間・時間

(1) 試験案内開始日

平成28年5月16日（月）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

・平成28年5月16日（月）から平成28年6月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

・郵送の場合は、平成28年6月1日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

・平成28年5月16日（月）から平成28年5月25日（水）まで

・平成28年5月25日（水）は午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区分	試験日		試験会場
第1次試験	平成28年6月26日(日) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側		山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 第2回	平成28年7月10日(日) 平成28年7月30日(土)～8月7日(日) のうち指定する1日	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験 (全試験職種) 【試験時間120分】	行政II 以外 40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数50題のうち、知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）20題を必須解答し、知識分野（社会科学、人文科学、自然科学）30題中20題を選択解答する。
		行政II 20点	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。（出題分野は別掲のとおり） ・行政I及び警察行政は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・その他の試験職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
	自己アピール試験 (行政II) 【試験時間90分】	60点	自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験を行う。
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行う。
			社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
			表現力、積極性、創造性等について個別面接（2回）を行う。
	論文試験 【試験時間90分】	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
	身体検査	—	※ 平成28年度は、実施職種なし。
資格調査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政I・IIについては、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験（行政IIの場合は、教養試験及び自己アピール試験）の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成28年7月1日（金）
イ 最終合格者発表 平成28年8月17日（水）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約189,300円（平成28年4月1日現在）である。

採用される職種により、初任給が若干異なることがある。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取

得できない者は、採用候補者名簿から削除する。

- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験（集団討論）及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成28年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）試験案内」による。

（別掲）専門試験出題分野

行政 I	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察行政	
社会福祉 II	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、発達心理学、社会調査、疫学、保健統計学
薬剤師	物理・化学・生物・衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
建築設備	数学・物理、構造力学、環境原論、建築構造、建築計画、建築設備、建築施工、材料力学、流体力学、熱力学、機械力学・制御、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電力工学
研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学

監査結果

定例監査（平成27年度上期分）

山梨県監査報告書第1回

山梨県知事（平成27年1月1日法律施行第6号）第19条第1項の規定による監査の結果、指摘事項及び指導事項があつた所が講じた措置の内容

平成27年8月5日～8月28日

山梨県監査委員会
小渡白、野邊久、英賢一
同同同

監査対象所属	知事政策局 広報課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年8月5日、8月28日
監査の結果	講じた措置
（指導事項）1件（契約1）	<p>1) (発生原因の検証結果) 実務担当者は、委託契約にあたり、委託期間の変更について出納局へ相談したものの、運用通知の規定を知らず、文書での協議を失念してしまった。 また、決算過程での内部チェックにおいても、出納局長への協議が必要であることに気づく者がいなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 課内の全職員に対し、改めて関係法令や条例、通知等を熟読し、事務手続きを怠ることのないよう指示をした。 また、事務手続きの徹底、チェック体制の強化を図ることともに、事務処理ミスのないよう常に意識をもって業務にあたるよう注意した。 今後も、職場研修等の機会を通じ、会計事務に係る知識を深め、再発防止に努める。</p>
（指導事項）1件（契約1）	<p>1) (契約1) 1) 長期継続契約を行っている委託契約の契約期間について「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく契約期間とは異なる取扱をしていて、同通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p> <p>（今後の対応策等） 知に基づく契約期間とは異なる取扱をしていて、同通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>

(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 富士山5合目救護所運営事業請負の金額の変更を伴う変更契約書において、契約金額に不確定な要素が含まれる場合は、精算条項を設けるとともに契約金額(限度額)を明示し、予算内で契約が履行される内容とすべきであるが、当該内容を満たさない変更契約書となっていた。	
1) (発生原因の検証結果) 五合目救護所の運営開始後、救急搬送の際に、消防の要請により看護師が救急車に同乗し、搬送先の病院まで付き添う事業(以下「付き添い業務」という。)の発生が想定された。 このため、搬送先の病院から五合目救護所まで戻ってくるための経費が新たに必要となり、それに伴う限度額の変更を行う際には、請負契約における精算条項の規定は好ましくないことなどから、「付き添い業務」に対する交通費相当額については明示しない契約書となつた。 (今後の対応策等) 平成27年度においては、交通費相当額について変更契約を行つた。 平成28年度については、付き添い業務の取り扱いについて関係機関と連携する中で業務内容の見直しを行い、財務規則に沿つた契約となるよう調整中である。	

監査対象所属	企画県民部 企画課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月4日、7月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)	
1) 非常勤嘱託職員に係る所得税の源泉徴収事務において、扶養親族等の数に誤りがあり所得税を過大に控除していった。平成26年分については年末調整において全額還付済みであるが、1月以降も扶養親族等の数を訂正せず、必要のない控除を継続していた。	1) (発生原因の検証結果) 所得税法において、所得者本人が障害者に該当する場合、本人を扶養親族として加算(扶養親族等の数1人の欄を使用)すべきところ、本人から提出された「平成26年分給与所得者の扶養控除等申告書」に記載が無かったこと及び担当者がその条項を知らないために、0人の欄を使用していた。 平成26年分所得税について全額還付した後も扶養親族等の数を訂正せず、必要のない控除を継続していた理由については、「当該職員が平成27年中も障害者であるという事実確認は、平成27年の年末調整時に行うもの」と誤認していた。 (今後の対応策等) 平成27年6月支給分からは適正な控除を行つており、徴収済みの所得税に関しては、年末調整で還付を行う。 今後は所得税法の知識取得に努め、再発防止を図る。
2) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。	2) (発生原因の検証結果) 年度末の多忙期であったことで、担当が作成するのを失念していた。 (今後の対応策等) 検収調書については、適正に納品されたことを確

監査対象所属	リニア交通局 交通政策課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年6月5日、8月6日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 平成25年度山梨県鉄道輸送事業費補助金及び山梨県鉄道施設安全対策事業費補助金については、年度内の事業完了が困難となつたため、補助対象事業者からの状況報告書に基づき、事故繰越の手続きを行つた。補助対象事業者に対しては、状況報告書に基づき、事業完了予定日の変更を指示すべきであったが、年度終了実績報告書により、指示を行つた。また、繰越予算の配当手続きが行われた4月1日付けで、事業完了予定日を変更するための指示を行つべきところ、5月12日に行っており、指示が遅延していた。	1) (発生原因の検証結果) 平成22年3月17日付け出管第1287号の会計管理者、総務部長通知「山梨県財務規則の一部改正」の内容(事故繰越しによる知事への事前の手續を廃止し、部長の権限で繰越しができることになつた。)を了知していなかつたため、財務規則第8条の第1項の規定に基づく、平成26年4月2日付けの総務部長からの通知を待つたうえで、平成26年5月12日に事業完了予定日の変更について指示を行つた。 (今後の対応策等) 今後は、平成22年3月17日付け出管第1287号の会計管理者、総務部長通知に基づき、事故繰越しによる事業完了予定日の変更指示を、4月1日付けでより、年度が変わった時点から事業執行に支障がないよう事務手続きを行う。今後は、担当内で相互に確認し再発防止に努める。

認し、作成済みである。 今後は、財務規則等の知識取得に努めるとともに、複数の職員がチェックすることなどにより再発防止を図る。

(指導事項) 3件 (給与2、契約1)
1) 扶養手当の認定において、扶養親族のうち1人の支給額が加算されていたが、扶養親族による認定・確認が行われていなかった。

1) (発生原因の検証結果)
人給システム及び給与明細から該当職員の手当額が増額になっていることを確認したものの、年度初めで業務多忙であったため、扶養親族簿への記載を失念してしまった。
(今後の対応策等)
該当する職員の扶養手当額については再度確認を行い、増額時期及び手当額について間違いがないことを確認した。

今後は、担当職員だけではなく、担当内の他の職員も扶養手当制度に対する理解を深め、年度当初には手当額が加算となる職員がいることを認識することにより、担当職員が忘れていた場合でも、他の職員が気を配ることにより、扶養親族簿への認定・確認結果を記載することを忘れないようとする。

た、支出負担行為の費用年度区分が長期継続契約となっているものがあつた。

約である旨を記載し、併せて支出負担行為同いの費用年度区分についても長期継続としていた。本件は、本来複数年の長期継続契約が締結できるものを、当該ビルの利活用・処分等の見込みから契約期間を1年とする契約にするため出納局への協議を行つてのことから、実質単年度契約であるにも係わらず、当該協議をもって長期継続契約として認識し処理していた。

(今後の対応策等)

指導事項については、課内で情報共有するとともに、支出負担行為同いチェック表に長期継続契約に係るチェック項目を新たに設け、同様の事例が生じないようチェック体制を確立した。

(今後の対応策等)

指導事項については、課内で情報共有するとともに、支出負担行為同いチェック表に長期継続契約に係るチェック項目を新たに設け、同様の事例が生じないようチェック体制を確立した。

監査対象所属	総務部 私学文書課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月29日、8月27日
(指導事項)	講じた措置
1) 蔭入について、次のとおり収入未済 県立大学受業料 過年度分 先數3件 803,700円	1) (今後の対応策等) 平成22年4月の県立大学の法人移行時に引き継いだ未収授業料の内残り3件は、未納者が遠方に在住しており、既に授業料未納により隔離処分となっていることなどから、収納が困難となっている。 指導後、未納者又は保証人に電話で連絡し納付を促す等、督促を行つており、今後も引き続き収納に向け督促を行う。
2) 契約期間が翌年度にまたがる総合的行政文書管理システム用サーバ機器等の借入れに係る賃貸借契約について、契約書に「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく長期継続契約である旨等を示す条項 があった。	2) (発生原因の検証結果) 当該契約は、平成27年1月～平成27年6月(6ヶ月)という短い期間であつたため、「長期継続契約」という認識に欠けてしまつていて、「年度をまたがる」ということに注意すべきであった。 現在の長期継続契約について必要な文言が記載されていることを確認し、今回のケースを各課員に情報提供し注意喚起を図つた。
監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課(監査指導室)
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月3日、8月10日
(指導事項)	講じた措置
1) 介護福祉士等修学資金返還金の収入未済について、「山梨県税外收入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 以前から、納期限を過ぎた場合であつても、電話連絡により納入されていたため、この事例においても、電話連絡により納入の意思及び納入時期が確認できることから、督促状を発付していなかつた。 (今後の対応策等)
2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたことができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	2) (発生原因の検証結果) 今後、同様な事例が生じた場合は、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、電話連絡により納入意思や納入時期が確認できた場合でも、督促状を発付する。 (今後の対応策等)
監査対象所属	総務部 市町村課
監査対象期間	平成26年度
監査実施日	平成27年7月31日、8月27日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 住民基本台帳ネットワークシステムのSE保守点検業務委託の対象となる業務端末のリースについて、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)があつた平成17年度以降も長期継続契約が締結されていなかつたことから、長期継続契約の対象外であると認識していたため、出納局への協議は行わなかつた。 生活保護システム保守点検業務等委託契約について、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)があつた平成17年度以降も長期継続契約が締結されていなかつたことから、長期継続契約の対象外であると認識していたため、出納局への協議は行わなかつた。また、同システムは、クラウドサービスの導入の可能性(変更契約)があつたことから、長期継続契約の対象外と認識し、出納局への協議を行わなかつた。 (今後の対応策等) 今後は「山梨県長期継続契約を締結することがで

用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	27年5月31日までを契約期間とする長期継続契約を締結した。これに併せ、業務端末のSE保守点検業務委託契約も長期継続契約にすべきであったが、長期継続契約の運用について熟知しておらず、平成22年度から平成27年度までの間、単年度契約を締結してしまつた。
(今後の対応策等)	(今後の対応策等)
(今後の対応策等)	業務端末のリースについては、平成28年度、長期継続契約として契約の更新を行うため、これに併せ、SE保守点検業務委託についても、長期継続契約を締結する。 今後も業務端末のリースに係るSE保守点検業務委託等については、長期継続契約の対象業務となるかどうかを確認するとともに、運用通知に基づいた適切な事務が行われるよう、引継書の中にしっかりと記述する。

きる契約を定める条例の運用について〔通知〕に基
づき、適切な事務処理を行う。

監査の結果		講じた措置
監査対象所属 監査実施期間	福祉保健部 長寿社会課 平成26年度	(指導事項) 4件 (収入2、物品1、契約1) 過年度分 先数 14件 2,421,930円 過年度分 先数 14件 2,235,358円
監査実施日	平成27年6月30日、8月10日	講じた措置 1) (今後の対応策等) 2) (発生原因の検証結果) 3) (発生原因の検証結果) 4) (発生原因の検証結果)
監査対象所属 監査実施期間	福祉保健部 子育て支援課 平成26年度	(指導事項) 2件 (収入1、支出1) 1) (今後の対応策等) 2) (一般会計) ①児童福祉施設入所児童保護者 負担金 過年度分 16,054,785円 平成26年度分 5,284,493円 合計 先数 146件 21,309,278円 ②離入 (児童入所施設等措置費過払い金 返還金) 過年度分 先数 2件 103,440円 ③雑入 (児童扶養手当の過払い等の 返納金) 過年度分 5,247,220円 平成26年度分 351,390円 合計 先数 25件 5,598,610円 [母子父子寡婦福祉資金特別会計] ①母子父子福社資金貸付金償還金 過年度分 2,752,561円 平成26年度分 17,600円 合計 先数 6件 2,770,161円 ②母子福社資金貸付金償還利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福社資金貸付金違約金 過年度分 先数 4件 104,346円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 過年度分 30,600円 平成26年度分 61,200円 合計 先数 1件 91,800円

監査の結果		講じた措置
監査対象所属 監査実施期間	福祉保健部 国保接護課 平成26年度	(指導事項) 1件 (契約1) 1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約に対する理解が不十分であり、当該 契約を半年度契約により執行する際には、出納局長 への協議が必要であることを把握していかなかった。 (今後の対応策等) 来年度以降は、「山梨県長期継続契約を締結する ことができる契約を定める条例の運用について」の 通知に基づき、出納局長に対して、年度末に翌年度 の単年度契約の締結に係る協議を行う。
監査対象所属 監査実施期間	福祉保健部 子育て支援課 平成27年7月1日、8月10日	講じた措置 1) (今後の対応策等) 2) (一般会計) ①児童福祉施設入所児童保護者 負担金 過年度分 16,054,785円 平成26年度分 5,284,493円 合計 先数 146件 21,309,278円 ②離入 (児童入所施設等措置費過払い金 返還金) 過年度分 先数 2件 103,440円 ③雑入 (児童扶養手当の過払い等の 返納金) 過年度分 5,247,220円 平成26年度分 351,390円 合計 先数 25件 5,598,610円 [母子父子寡婦福祉資金特別会計] ①母子父子福社資金貸付金償還金 過年度分 2,752,561円 平成26年度分 17,600円 合計 先数 6件 2,770,161円 ②母子福社資金貸付金償還利子 過年度分 先数 1件 66,273円 ③母子福社資金貸付金違約金 過年度分 先数 4件 104,346円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 過年度分 30,600円 平成26年度分 61,200円 合計 先数 1件 91,800円 [母子父子寡婦福祉資金特別会計] ①母子福社資金貸付金償還金 過年度分 2,747,561円

※	平成28年1月末現在の未収金状況(1月までに納付された額)					
⑤	・過年度分 先数1件 140,000円 《0円》					
事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求める。	・過年度分 先数14件 14,122,260円 《 104,130円》					
※ 平成28年1月末現在の未収金状況(1月までに納付された額)	事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求める。					
⑥	・過年度分 先数14件 1,981,120円 《14,920円》					
滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、罰251,858円の償還があった。	・過年度分 先数14件 14,122,260円 《 104,130円》					
※ 平成28年1月末現在の未収金状況(1月までに納付された額)	平成28年1月末現在の未収金状況(1月までに納付された額)					
2) 在宅重度心身障害者居宅整備資金償還金の収入未済額について、所属で管理している台帳と財務会計システム上の金額に47,000円の差違があった。	2) 在宅重度心身障害者居宅整備資金償還金の収入未済額について、所属で管理している台帳と財務会計システム上の金額に47,000円の差違があった。					
2) (発生原因の検証結果)	2) (発生原因の検証結果)					
⑦	貸付、収納業務を県社会福祉協議会に委託しているが、県の債権管理台帳と県社協の台帳は一致している。債務者からの収納データが県社協から県に送付され、収納する際の連携ミスで差異が発生したと考えられるが、財務会計システムと台帳との整合を行っていなかったため、発見できなかつた。なお、差違については、当時の財務書類が残っていないため、検証が困難な状況である。					
(今後の対応策等)	(今後の対応策等)					
正しい債権額に調定を修正する。(修正方法について出納局と協議済み。)	正しい債権額に調定を修正する。(修正方法について出納局と協議済み。)					
今後は財務会計システムと台帳のチェックを行い再発防止に努める。	今後は財務会計システムと台帳のチェックを行い再発防止に努める。					
3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたことができる契約を定める条例の運用についての通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。					
協議を行っていない我が当の契約が次のシステム保守の2契約あった。両契約とも26年度は、マイナンバーの対応、制度変更対応等により、保守内容の変更が想定されるため単年度契約としたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知内容をよく把握していなかったため、出納局長に協議せずに単年度契約を締結していた。	協議を行っていない我が当の契約が次のシステム保守の2契約あった。両契約とも26年度は、マイナンバーの対応、制度変更対応等により、保守内容の変更が想定されるため単年度契約としたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知内容をよく把握していなかったため、出納局長に協議せずに単年度契約を締結していた。					
1 特別児童手当システム保守業務	1 特別児童手当システム保守業務					
2 章害福祉サービス指定事業者等管理システム	2 章害福祉サービス指定事業者等管理システム					